今金町産業振興促進計画　工程表

<table>
<tr><th colspan="2">事業</th><th>H31.4</th><th>H32.4</th><th>H33.4</th><th>H34.4</th><th>H35.4</th></tr>
<tr><td rowspan="3">振興すべき業種を促進するために行う事業</td><td>租税特別措置の適用</td><td colspan="2">事業者の活用</td><td colspan="3">事業者の活用</td></tr>
<tr><td>地方税の不均一課税</td><td colspan="2">事業者の活用</td><td colspan="3">事業者の活用</td></tr>
<tr><td>今金町企業立地促進条例の活用</td><td colspan="5">事業者の活用</td></tr>
</table>

※租税特別措置の適用、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の活用促進

平成３１・３２年度は、租税特別措置や地方税の不均一課税の活用が図られるよう、事業者・関係団体等に対して広報・説明等を実施し、制度の積極的な普及と活用につとめる。平成３３年度以降は、制度の状況に応じた対応を実施する。

※今金町企業立地促進条例

今金町における企業の立地を促進するため、今金町内に事業所を設置する事業者に対して積極的な支援を行うことによって、企業の立地を促進し、本町の経済発展と雇用拡大を図ることを目的とするもの。具体的な支援として、事業所立地補助金は、最初の賦課期日の属する年以後３年間固定資産税額の納付相当額の全額、補助金として支払う。